平成２４年（フ）第１５１０２号
東京都墨田区文花１丁目32―１―208
債務者　服部　元胤
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１０３号
東京都墨田区文花１丁目32―１―208
債務者　服部　　好
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１１８号
東京都渋谷区広尾１丁目15―７―101
債務者　島田　和枝
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１１９号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　榎本　貝児
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１２８号
東京都台東区清川２丁目31―６　パレスハウス
債務者　岡本　良夫
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１３３号
東京都江戸川区松本１丁目６―11　秋山コーポ２―A
債務者　直江　貴洋
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１３６号
東京都足立区本木１丁目19―13―201
債務者　元吉　憲史
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１４２号
東京都杉並区上荻４丁目14―31　西荻ハウス
債務者　松本　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１４４号
東京都北区豊島６丁目３―13―202
債務者　清水　康広
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１４８号
東京都荒川区町屋４丁目17―12―101
債務者　長崎　テル
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１６４号
神奈川県相模原市南区相模大野６丁目19―７
債務者　筒井　資展
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１６５号
東京都墨田区吾妻橋３丁目７―４―406
債務者　由美　誠一
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１６６号
東京都国分寺市東元町１丁目31―12―101
債務者　森　　陽一
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１７３号
東京都足立区大谷田５丁目２―10―105
債務者　飯塚　林三
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１８０号
東京都板橋区高島平２丁目30―１―425
債務者　吉村三代司
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１８１号
東京都中野区松が丘１丁目１―３―104
債務者　今井　　登
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部